

令和7年度いじめ防止に関する基本方針

安城市立安城西中学校

1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。したがって全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよう対策を進めることが大切である。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、安城市、地域住民、家庭その他の関係者との連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【具体的ないじめの例】

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンやスマートフォン、携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(2) 教職員の意識

すべての教職員は、いじめの未然防止に向けて「いじめは人権を侵害する決して許されない行為である」ことを生徒にしっかりと伝え、人権教育の充実や規範意識の醸成に努めていく。

また、「いじめはどの子どもにも起こりうるものであること」さらに「いじめは人間の命にかかわる問題であること」という認識をもって生徒に接していく。そして、いじめに苦しんでいる生徒のために、いじめの兆候をできるだけ早く察知し、早期解決を心がけていく。

2 いじめ防止に関する組織について

(1) いじめ防止・不登校対策委員会の設置

いじめ対策について総括的組織としての「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。同委員会はいじめ対策について意志決定を行い、全ての教員が一致団結していじめの問題に取り組むための指導的役割を果たす。いじめの問題の指導には、学級担任等が個々に取り組むものではなく、学校をあげて取組を推進し、状況に応じたメンバーでチームを組んで指導する。

(2) いじめ防止・不登校対策委員会の構成員

校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、校務主任、保健主事、養護教諭、学年主任、特別支援教育主任、生徒支援主任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等

(3) いじめ防止・不登校対策委員会の役割

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- イ いじめの相談・通報の窓口
- ウ いじめの疑いに関する情報や、生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録の共有
- エ いじめの疑いのある情報があつた際の組織的な対応
- オ いじめ事案の事実関係を調査する母体

3 いじめの防止に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止

いじめは「どの子どもにも起こりうる」という事実を踏まえ、生徒がコミュニケーション能力をはぐくみ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。また、集団の一員としての自覚や自信をはぐくむことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

ア 思いやりの心をはぐくむ教育

- ・「特別の教科 道徳」を中心に、授業や学級活動等全ての教育活動を通して、生徒一人一人に「互いに思いやり、自分も他人も同じように尊重できる心」をはぐくむ。
- ・「いじめは決して許されないことであり、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめと同様に許されない」等、いじめに対する正しい知識を伝え、正しく行動できる生徒をはぐくむ。
- ・いじめについて大人に訴えることは勇気ある正しい行為であり、いじめられている生徒やいじめについて訴え出た生徒は学校が徹底して守り通すという明確な姿勢を日頃から言葉と態度で示す。方法等に工夫を凝らし、継続していく。

イ 豊かな体験を通じた心の教育と温かい集団づくり

- ・体験活動や自主的活動、奉仕活動等を積極的に推進し「命の大切さを実感させる」「問題解決能力をはぐくむ」「他人を思いやる心を育てる」など人間関係や生活経験を豊かなものにする取組を進める。
- ・学級活動や行事、総合的な学習の時間を通して、生徒一人一人が「自分を理解する」「自分を表現する」「仲間を理解して受け入れ信頼関係を築く」等の人間関係力、コミュニケーション力、社会的スキル等を育てる取組を進める。
- ・学年間の横のつながりや縦割り団活動での縦のつながりを重視する。仲間同士で認め合い支え合う関係を深め、生徒が達成感をもち、自尊感情を高め、自分の居場所がある温かい集団づくりを進める。

ウ 規範意識を身につけ、自浄力をもつ生徒集団の育成

- ・生徒が学級活動や生徒会活動のなかで、いじめに関する課題に主体的に向き合う機会を設け、いじめを許さず阻止するという強い意志といじめを解決できる力を育てる。
- ・全ての教育活動のなかで、社会における規範や決まりを守ることの意義等を指導し、規範意識の醸成と道徳性、社会性の伸長を図る。

(2) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われることが多い。このことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって関わりをもつ。また、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。そして、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努めていく。

- ア 平素から生徒の交友関係など生活実態をきめ細かく把握し、個々の表情の変化やいじめのサインを見逃さないように注意する。
- イ 早期発見のために、定期的なアンケート調査や教育相談週間を実施し、いじめ発見に向けた積極的な取組を行う。
- ウ 手帳指導など日常的教育活動を通じ、生徒が安心して心を開き、相談できる雰囲気と体制づくりに努める。そのうえで学級担任を中心として深い信頼関係を築いていく。
- エ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、養護教諭と効果的に連携し、生徒の悩みを積極的に受け止める機会を設定する。また、相談によって良い結果が出た例などを紹介し、生徒が相談に

対して抵抗感をもたないような工夫をするなど、相談機能の充実を図る。

オ 安城市教育センターやこころの電話相談など、校外の相談施設の機能や利用の仕方を生徒や保護者に周知し、必要に応じて活用するよう啓発すること、さらに各相談システム等、校外相談機関との連携を図り、指導に役立てる。

(3) いじめへの早期対応

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通す。また、加害生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。これらの対応については教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

ア 実態把握

- ・指導に当たっては、当該生徒双方、周囲の生徒から個々に事情を聞き取り、全体像を把握する。
- ・関係教職員で情報を共有し、指導体制、指導方針、役割分担を明確にする。
- ・指導方針の共通理解のもと、生徒、保護者に対応する。また、事案に対して教育委員会、関係機関と連携する。

イ 生徒、保護者への指導

- ・当該生徒から、状況や気持ちを十分に聴き取る。
- ・いじめられた生徒からは不安を取り除き、共感的に受け止める。また、いじめた生徒には、いじめは非人道的な行為であることや、いじめられる側の気持ちを認識させる。
- ・それぞれの保護者には事実関係や相手の生徒、保護者の気持ちを伝えるとともに、今後の指導方針や指導体制等を伝える。
- ・指導後は、生徒や保護者に随時、経過報告をし、安心して生活できるように見守り続ける。

ウ 周囲の生徒への指導

- ・当該生徒の問題にとどめず、当該生徒のプライバシーに十分注意したうえで、学級及び学年、学校の問題としてとらえ、再発防止を含め、いじめ問題の根本的な解決を目指した取組を進める。

(4) インターネットやソーシャルメディアを利用したいじめへの対応

ア 未然防止

- ・インターネットやソーシャルメディアによる危険性やトラブルについて、専門家による情報モラル教育を定期的に実施するとともに、保護者や地域への啓発に努める。
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等の使用に関するマナーや家庭でのルールづくりについて保護者に積極的に協力依頼する。

イ 早期対応

- ・インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、事実を確認し、迅速な対応を図る。
- ・事案によっては警察等の関係機関と連携して対処する。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態

重大事態とは次の通りとする。

ア いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- 生徒が自殺をしようとした場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより当該学校に在籍する生徒等が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」については、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず迅速に調査に着手する。

(2) 重大事態への対応

重大事態であると判断した場合は、直ちに教育委員会へ事態発生について報告する。そして、教育委員会からの指導のもと、「いじめ不登校対策委員会」に、事態の内容に応じて弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者の参加を図りながら、事態の解決にあたる。また、必要に応じて、警察との連携を図る。

【重大事態対応図】	重大事態の発生	
	教育委員会へ重大事態の発生の報告	
	教育委員会が調査の主体を判断	
	学校が調査主体の場合	学校に重大事態の調査組織を設置

・「いじめ・不登校対策委員会」が調査組織の母体となる。

・組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

事実関係を明確にするための調査の実施(国へ調査開始の報告)	
・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。 ・事実としっかり向き合う姿勢を大切にする。	

いじめを受けた生徒およびその保護者への適切な情報提供	
・関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。 ・調査に当たって実施するアンケートは、調査に先立ちその旨を調査対象の在校生や保護者に説明をする。	

調査結果を教育委員会に報告	※希望があれば、いじめを受けた生徒または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。
・調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取組を検討し、実施する。 ・再発防止に向けた取組の検証を行う。	

5 取組の年間計画 ※「いじめ防止・不登校対策委員会」は、下記以外にも必要時に開催する。

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議等	生徒指導全体会 ・指導方針・計画 生徒指導部会 学年会(常時)	いじめ防止・ 不登校対策 委員会	いじめ防止・不登校 対策委員会 青少年健全 育成会・協議会	懇談会		
未然防止	SC の相談方法 について周知 スマホ安全教室	ふれあい会議		(学区巡回指導)	(学区巡回 指導)	
早期発見	生活いじめアンケート 教育相談週間	教育相談週間	生活いじめアンケート 教育相談週間 QU	生活いじめアンケート	QU 分析	生活いじめアンケート 教育相談週間

月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議等	いじめ防止・ 不登校対策 委員会	青少年健全 育成会・協議会	いじめ防 止・不登校 対策委員会 懇談会		いじめ防止・不登 校対策委員会	基本方針 検討会議
未然防止	ふれあい会議	学校評価 アンケート	人権週間 (学区巡回 指導)		学校評価 アンケート報告	
早期発見		生活いじめアンケート 教育相談週間 QU	QU 分析	生活いじめアンケート 教育相談週間	生活いじめアンケート 教育相談週間	

6 その他

- ・本基本方針は、安城西中学校ホームページに掲載する。
- ・毎年年度末に基本方針の内容を見直し、必要があると認められる時は、内容の変更を行う。